

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程並びに同細則の一部改正について

1. 電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程（令和2年2月10日施行）

（下線部変更箇所）

現 行	変 更 案
<p>（記録の禁止）</p> <p>第20条 記録機関は、法第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。</p> <p>（1）質権設定記録</p> <p>（2）分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）</p> <p>（3）記録機関変更記録</p> <p>2以下（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（記録の禁止）</p> <p>第20条 記録機関は、法第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。</p> <p>（1）質権設定記録</p> <p>（2）分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）</p> <p>（3）記録機関変更記録（<u>変更後電子債権記録機関を株式会社全銀電子債権ネットワークとするものを除く。</u>）</p> <p>2以下（略）</p> <p><u>（記録機関変更記録）</u></p> <p><u>第22条の2 記録機関変更記録の請求をしようとする利用者は、記録機関に対し、記録機関変更記録の請求をするとともに、請求の都度、記録機関変更記録の利用に関する特則の締結を申し込まなければならない。</u></p> <p><u>2 記録機関変更記録の請求及び請求受付後の取扱い、記録機関変更記録後の取扱い並びに記録機関変更記録の停止等については、記録機関変更記録の利用に関する特則に定めることとする。</u></p> <p><u>3 記録機関から株式会社全銀電子債権ネットワークへの法第47条の3第5項の規定による通知及び株式会社全銀電子債権ネットワークから記録機関への</u></p>

<p>附則 (略) (効力発生日) 第3条(略) (新設) (新設)</p>	<p><u>法第47条の5第3項の規定による通知の方法は、電子ファイル又は書面の送付による方法とする。</u></p> <p>附則 (略) (効力発生日) 第3条(略) <u>2 第20条第1項第3号の改正規定は、令和2年2月10日に効力を生じる。</u> <u>3 第22条の2の改正規定は、令和2年2月10日に効力を生じる。</u></p>
---	--

2. 電子債権記録業(電手決済サービス)に関する業務規程細則(令和2年2月10日施行)

(下線部変更箇所)

現 行	変 更 案
<p>(開示に関する手続き)</p> <p>第12条(略)</p> <p>(新設)</p> <p>5(略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第13条(略)</p> <p>(2)書面による請求に基づき行う電子記録の記録料 1件につき2,000円</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(開示に関する手続き)</p> <p>第12条(略)</p> <p>5 <u>第3項各号における記録機関変更記録が行われた電子債権記録の取り扱いは、記録機関変更記録の利用に関する特則に定めることとする。</u></p> <p><u>6</u>(略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第13条(略)</p> <p>(2)書面による請求に基づき行う電子記録<u>(記録機関変更記録を除く。)</u>の記録料 1件につき2,000円</p> <p><u>(2の2)記録機関変更記録の記録料 1件につき5,000円</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条(略)</p> <p><u>2 第12条第5項並びに第13条第1項第2号及び同項第2号の2の変更は、令和2年2月10日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p>